

会議名 平成29年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議

日時 平成30年1月17日(水)

13:00~16:00

場所 県庁1階 入札室2

○委員

委員の皆様には、足元が悪くなりました中、ご出席ありがとうございました。

本日、事案が10件ほどありますので、途中で休憩を入れたいと思っております。

では、早速入らせていただきたいと思います。

まず、最初の事案ですが、担当課からご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、×××のフェンス工事について、ご説明を申し上げます。

初めに、事業概要について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の24ページをお開きいただきます。

×××の全体配置図でございます。

×××は、西側の一部が国道××号線に面しておりまして、また、×××、×××、そして×××と×××にまたがりまして立地しております。

本工事につきましては、配置図の左下、駐車場の最南部におきまして、×××整備の一工事といたしまして、フェンスを設置したものでございます。

次に、×××することとした経緯でございますが、県内唯一の競技用施設で、強化拠点であった×××は、これまで×××の×××にございましたが、平成31年の茨城国体の開催などを踏まえまして、平成27年9月に×××を×××へ移管したところございまして、これに伴いまして、本県スポーツ振興の中核的施設でございます×××に新たな×××を整備したものでございます。

以上が、事業概要についてでございます。

続きまして、審議事案説明書に沿って、ご説明を申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開き願います。

工事概要でございます。

×××の整備に当たりましては、国民体育大会、そしてオリンピック・パラリンピックのいずれも70メートルの射程で行われることから、同じ射程で練習や競技会ができるよう整備をしたところでございます。

次に、本工事の防矢フェンスの仕様でございます。

恐れ入りますが、1ページとあわせまして、26ページの写真もごらん願います。

的場建設の裏側に、高さ8メートル、幅24.2メートルの防矢フェンスを、そして両サイドには、高さ6メートル、奥行き72メートル、両サイド合計144メートルの防矢フェンスの整備をいたしました。

また、場内への侵入防止などのため、アーチェリー場を囲うように、高さ2.4メートル

のコンクリート壁を設置いたしました。

次に、入札参加資格でございますが、×××の地元、周辺地域の業者の受注機会の確保を考慮いたしまして、×××、×××、×××、×××、×××管内に建設業法に基づく主たる営業所があり、入札参加資格者名簿に登載されたとび・土工・コンクリート工事について、年間平均完成工事高が予定価格以上の者であることを条件といたしました。

また、技術者の要件につきましては、法令に基づく、とび・土工・コンクリート工事の主任技術者になり得る資格を有する者であって、専任で配置できることを条件といたしました。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本工事は、平成28年度内の供用開始に向けまして、事業を実施したものでございまして、確実な入札執行、工事施工が求められておりました。

このため、×××、×××、×××、×××管内の合計が34者であったところ、より参加者を確保するため、×××管内を含めまして地域要件としたところでございます。

なお、本工事の応札可能業者は、65者でございました。

次に、入札参加資格確認申請者数と入札参加資格確認結果でございますが、いずれも4者でございました。

次に、契約金額でございますが、税込みで3,774万6,000円でございます。

最後に、入札の経緯及び結果につきましては、記載のとおりでございますが、詳しくは、資料の2ページをごらん願います。

参加申請のございました4者のうち、2者が辞退、2者が応札いたしました。

本入札では最低制限価格を設けておりましたところ、×××業の入札価格が最低制限価格を下回っておりましたので失格となり、×××が落札者となりました。

なお、落札率は、97.55%でございました。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

委員の皆様から何かご質問があれば、よろしくお願いたします。

○委員

入札の参加資格の設定というあたりですが、×××、×××、×××、×××でやると34者ということで、この数はある程度あるのかなというところですが、×××(31者)を含めた応札可能業者数は65者ということで、広げたのは非常にいいと思うのですが、結果的には応札数が非常に少ないですね。それに、2者は辞退してしまった。その経緯がちょっと理解できないのだけれども、例えば、今回、34者を65者に増やした結果、この4者のところが入ってきたのか。そうすると、意図としてはわかったのですが、その結果が意図に余り合わないようなところがあるのかなという気がするのですね。

○説明者

本来でしたら、もうちょっと多くなってもいいだろうという予測が立つようなところですがね。

○委員

本来ならばね。31 者の×××から出ていただくとありがたいなという気がしますが、結果的には、×××のほうから出てきていないなと。そこで僕は、ちょっと細かいところで、知りたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○説明者

逆に、×××自体、×××管内にございますが、業者を見ると、×××管内の業者さんが全く入ってこなかったという結果がございます、×××というのも、×××の業者さんが入ってくるということと距離的なメリットもありますので。×××地域ということで、最初は、北のほうに広げていこうという考えがあったところ、×××だけで31 者という条件をクリアするところ、地理的要件などを考えると、結果的には、広げてよかったなというところがございます。

○説明者

2 ページを見ていただきたいのですが、2 ページに入札書取書がございます。1 番の×××は×××です。×××も×××でございます。3 番の×××は×××です。4 番の×××も×××ということで、結果的には、×××を入れなかった場合には入札にならなかった。

○委員

辞退したのは残念ですが、その地域の業者が入ってくるという可能性を持ったのはよかったと思うのです。どうも済みません。

○委員

ほかにございせんか。

○委員

今の話ですが、×××だけでいくと、入札してこないのではないかとというのはあるのですか。何かの情報、今までの経験などを参考にしながら、そのように決めたのですか。

○説明者

34 者というぎりぎりの条件はクリアしているところですが、平成 31 年の茨城国体に向けてやっていかなければというところで、確実な施工ということで、×××工事ということで、業者さんもなかなか踏み込んでこない可能性ももしかしたらあるのかなという想定もさせていただきましたので、そういうことも含めて、広げてさせていただいたというところはございます。

○委員

そうすると、×××でなければ、×××まで広げなかった可能性もある？

○説明者

そうです。例えば通常の舗装工事とか、本当に一般的な工事であればあれなのですが、×××は、運動公園ということで、専門的な競技場とかいろいろございまして、そういうところから、参加業者がなかなか集まらないケースがほかの競技施設でもございましたので、そういうところは経験上ということと言えるかもしれません。

○委員

今回、その判断がうまくいったから、いい結果ですが、そのままやっていたら、1 者

もなく大変だったなと思いますね。

○委員

×××のほうで、資本的にも豊かな、大きな会社が多いでしょうから、×××の業者が入ってきたことが、逆に地元の業者の方たちの足かせになったと、参加しにくくなったということはございませんかね。

○説明者

それはないと思います。これはオープンでしていますので。

○委員

そうですね。余計なことで済みません。

○委員

ほかになければ、この辺で。

ありがとうございました。今回の結果を踏まえて、さらによろしく願います。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、次の案件ですが、発注機関からご説明をお願いいたします。

○説明者

×××でございます。よろしく願います。

それでは、座って説明させていただきます。

2番目の案件で、×××が発注しました×××改修工事（その2）について、ご説明申し上げます。

1枚開いていただきまして、審議事案説明書に基づいて説明させていただきます。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名につきましては、国補×××号 ×××河川改修工事（その2）でございます。

工事種別は、土木一式工事。

工事場所については、記載のとおり、一級河川の×××川で、×××地先でございます。

詳しい場所につきましては、恐れ入りますが、24ページをお開きください。

縦に紫でお示ししてあるのが国道×××号でございます。これと並行して水色で記載しておりますのが×××川で、図面の上から下のほうに向かって、北から南に向かって流れております。

工事場所につきましては、赤丸で囲って、さらに、その中で赤い線でお示ししてございます。国道×××号と国道×××号の交差する箇所からやや上流というところでございます。

既にもう3年前になってございますが、平成27年の関東・東北豪雨によりまして、鬼怒川が決壊して大水害がございましたが、×××川におきましても決壊がございまして、今回の発注工事の前後で、決壊のための災害復旧工事を行ってございます。その間、災害復旧を行う現場の間におきまして、災害復旧とあわせて、再度災害防止ということで、今回、この工事を発注して、洪水の発生を未然に防ぐという目的の工事でございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。

河川改修工事，L=120メートル，掘削工，V=4,300メートルで，河川を広げるもの
でございます。

また，地盤改良として，こちらに固結工として記載してございます。これは，下のコン
クリートブロック護岸を支えるための地盤改良。当地は，××川と××川に挟まれた大変
軟弱な地盤の箇所でございますので，このコンクリートブロックを支えるために，地盤改
良として固結工，V=6,120立米を行うものがございます。

この固結工，地盤改良を行った上で，コンクリートブロック—これは護岸でございます。
これにつきまして，後でまたご説明いたします。861平米を実施するものがございます。

次に，入札参加資格でございます。要件といたしまして5点挙げてございます。

まず，1点目につきましては，平成27・28年度の入札参加資格者名簿に登載された土木
一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2つ目といたしまして，茨城県内において，同種工事を元請として施工したもののうち，
平成18年4月1日から平成28年3月31日において竣工した実績があること。

3点目といたしまして，現場への技術者の配置として，一級土木施工管理技士もしくは
これに準ずる者を専任で配置する。

4点目といたしまして，×××または×××または×××管内に建設業法に基づく主た
る営業所があること。

その他といたしまして，記載はございませんが，特定建設業の許可を受けていること。

5点ほど，参加資格として挙げてございます。

次に，入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

先ほど申しましたが，本工事は，一級河川×××川におきまして，浸水被害の再度災害
防止を目的としたものございまして，速やかな復興のため，効率的な施工管理，また，
施工に当たりましては，近年住民への配慮が求められる工事でありますことから，企業
の実績や技術力など，価格以外の要素を含めて落札者を決定する必要がありますこと
から，総合評価方式による一般競争入札といたしました。

この資格要件によりまして，応札可能業者は42者ございました。

総合評価方式による評価項目につきましては，17ページから19ページに記載してご
ざいます。

次に，入札の経緯及び結果でございます。

平成28年8月26日に公告を行ったところ，10者から入札参加資格の確認申請があり
まして，これについて確認した結果，10者全て参加資格ありと確認したところござ
います。

9月28日に開札したところ，先ほど申した10者のうち7者が参加し，3者につ
きましては辞退ということになりまして，結果，7者による入札を行ってござ
います。

結果につきましては，3ページをごらん願います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し，評価値の高い者を落札者として
おります。

その結果，評価値が1位である×××と契約を行ったところでございます。

予定価格につきましては，1億8,073万円。これに対しまして入札金額は，税
抜き1億7,340万円で，落札率が95.9%。評価点が111.5点。これらを総合的に
評価した結果，評価値が6.43となっております。

なお、評価調書につきましては、21 ページに記載してございます。

次に、22 ページをごらんいただきます。

変更の内容についてでございます。

先ほど申しましたとおり、今回、コンクリートブロックを設置するものでございますが、その下部が軟弱地盤であったため、当初、6メートルの間、支持層まで地盤改良を行う予定でしたが、実際、工事に入ってみたところ、一部で、6メートル予定していたところが、5メートルで済むということが確認されました。そのため、この区間について、地盤改良の深度の見直しを行い、不要な部分の削減を行ったところで、788万4,000円の減額変更したものでございます。

23 ページは、工事の評定結果でございます。

26 ページに、工事前と工事後の写真がございまして。工事前の写真と比べて水面が広がり、掘削をした状況が確認できると思います。

また、先ほども言いました護岸のコンクリートブロックを支えるために、この下の地盤改良を行ったところでございます。

以上、簡単でございますが、説明をさせていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問がありましたら、どうぞ。

○委員

この工事は（その2）とあるのですが、（その1）は場所が違うのでしょうか。

○説明者

続けて7本発注してございまして、そのうちの2番目でございます。一連区間で7本発注してございます。

○委員

7本というのは、7カ所ということですか。

○説明者

一連の区間を7つに分割して発注してございまして、そのうちの下流から2番目の工区ということになります。

○委員

22 ページの変更契約は減の話ですね。

○説明者

はい。支持層が予定よりも上のほうで出てきましたので、改良の深度として6メートル予定していたのが、5メートルで済む。一部区間でございますが。それで、全体として地盤改良の土量が減ったという内容です。

○委員

ここのあたりは軟弱地盤がかなり深い感じがしますが、部分的には、こういう山みたいになっているのですか。

○説明者

そうですね。土の中のことで、どうしても変化がございます。××川と××川のちょうど中間でございまして、現地は平らなところですが、軟弱層については若干の変化がある。

○委員

そういう細かい情報は、工事の前にはなかなか得られないのでしょうか。

○説明者

7本発注の区間で、上下流と真ん中で3カ所ほど地質調査をやりましたが、ご案内かと思うのですが、その間、どうしても変化がございます。

○委員

減というから、こういうことがあるのかなと。

○説明者

実際、地盤改良を入れていったら、ガツンと当たったということです。

○委員

(その2)ということは、(その1)があったということで、そのときには支持層が予定どおりの深さで、減にはならなかったということですか。

○説明者

はい。(その1)はございませでした。

○委員

この後、(その3)、(その4)といきますよね。

○説明者

ええ。その工区ごとに若干の変化はあったけれども……。

○説明者

変化はあるのですが、減になったのは、(その2)工事のこの区間のみです。

○委員

ここだけですか。

○説明者

はい、そうです。

○委員

これは1区間が120メートルという意味ですね。

○説明者

そうですね。全体で約1キロございます。

○委員

そういうこともあるのですね。

○説明者

こういう平たんなところだから少ないのですが、谷のところに行くと、もっと大きな変化がございます。

○委員

減になったのはいいことなのでしょうが、ただ、同じような流れで、変化があるのかなというのがちょっと不思議なものですから、ちょっとお伺いしたのですけれども、そうい

うことなのですね。わかりました。

○委員

ほかに何かありますか。

これは辞退が3者あって、工期も、当初、平成29年3月が10月になっている。これは難しい工事なのですか。

○説明者

まず、辞退のほうでございますが、1者は1本目をとった方で、あとの2者は全部辞退です。2者の方の全部辞退の理由はちょっとわからないのですが、技術者がいなかったのか、会社としての都合かと思えます。

工期の変更でございますが、地盤改良という工事の性格上、環境基準に係る調査などもこの工事の中でしております、そういった意味で、地元への説明などを丁寧にやりました、そういった関係で工期を延ばしております。

○委員

工事関係者としては、減の情報は余り出さない。現場の人と情報交換をやっている状況だと、こういう減の形が出てくると思うのですが、こういう言い方はあれですが、業者さんでは、予算の中で処理しようということが起こり得るけれども、今回、減が出たのは、情報交換・共有をよくしていたのかなど。

○説明者

地盤改良でございますので、支持層に当たると、機械がそこで止まりますので、業者からも「もうできません」ということになりますので。チャートで全て出てまいりますし。

○説明者

やるときに県の現場監督員が立ち会って、深さ確認などをしますので、そこでわかってしまう。

○委員

非常にいいことだと思いますので、今後とも続けていただければと思います。どうもありがとうございます。

○委員

では、なければ、そういうことで、今後ともよろしく願いたします。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

お疲れさまでした。

○委員

では、3番目の事案に移ります。

発注機関からご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしく願いたします。

着座にて説明させていただきます。

3件目の案件、×××で発注いたしました次期処分場中詰土砂改良運搬工事（その4）

につきまして、審議事案説明書に基づきまして説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、県単×××号と県単×××号の合併工事でございます。次期処分場中詰土砂改良運搬工事（その4）でございます。

工事種別は、土木一式工事で、工事場所は、×××港区、×××地先でございます。

まず、今回の工事の概要、背景をご説明したいと思いますので、25 ページをお開き願いたいと思います。

空撮図の位置図でございます。

○司会

差しかえでお渡ししたこちらになります。

○説明者

済みません。よろしいでしょうか。

現在、×××港区におきまして、図面左側の×××の×××発電所で、200 万キロワットで発電してございまして、そこで石炭を焼却した焼却灰が排出されますが、それにつきましては、図面中ほどの黄色で囲まれた部分の現処分場に運搬しまして、埋め立て処分をしているところでございます。この処分場があと数年で満杯になるということで、その沖合の緑と赤で囲まれた四角の部分でございますが、ここが新たな処分場ということで、×××の負担金によりまして護岸の整備を行っているところでございます。

この処分場を形成する護岸枠のうち、赤で示した部分につきましては、鋼板セル構造ということで、国に委託しまして行っているところでございます。

左上の次期処分場施工状況を見ていただきますと、円形の筒状のものが並んでおります。これは海上なので小さく見えますが、この円形の1つが直径21メートルございまして、これを海上に設置し、左側、中詰材施工状況という写真にありますように、中に土砂を埋めて、重さで安定させるということで、この1つのセルに約1万立方メートルほど土砂が入る状況になってございます。

この土砂につきましては、全体で100万立方メートルほど集める必要がございます。なおかつ、ある程度の単位体積重量がある範囲のもので重量を持たせるということで、ある範囲の基準の土砂を集めるということで、工事自体は国に施工を委託していますが、その土砂は県において集めた後に、国に工事のために引き渡すということで、100万立方メートルを、右側に南ふ頭地区と書いてありますところの背後に集める必要が出てきているところでございます。これについては、×××港区の×××工事に伴うしゅんせつ土砂とか、周辺からいろいろ集めまして、南ふ頭に集積して、工事で中詰材として使うという流れでございます。

今回の工事は、写真左側の下の、赤色で着色しました×××内のうち、ある基準を満たす土砂につきまして、写真右側の南ふ頭地区に運搬する工事でございます。

なお、基準を満たさない土砂につきましても、砕石を混合することによりまして重さが出て、基準を満たす土砂も一部利用することとしております。

なお、土砂採取後に、×××のところにくぼ地ができてしまうということで、それらを解消するために、現処分場と書かれていますところの右側の赤いエリアに、埋め立て材に

は適さない5万立方メートルほどの土砂が仮置きされていますので、それを左側の掘削した後に埋め戻すという内容の工事を、今回、(その4)工事で発注したところでございます。

1ページに戻っていただきまして、工事概要の欄でございますが、中詰土砂改良運搬工事の土砂の総量としまして13万4,200立方メートル、先ほど申しましたように、そのうち、そのまま中詰め材として利用が可能なものを単体利用ということで6万2,000立方メートル、砕石をまぜることにより利用可能となる混合利用ということで6,900立方メートル、土砂を採取するために、表面の土砂を一時、脇に撤去する場内利用として1万5,300立方メートル、土砂採取後の埋め戻し材として利用する、仮置きされています床掘土砂として5万立方メートルが工事内容でございます。

次に、入札参加資格の主なものでございます。

1ぽつ目としまして、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS等級であること。

2ぽつ目としまして、実績を問うております。過去15年間に、国内の港湾・漁港において、土木工事を元請として施工した実績があること。

4ぽつ目で、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)または営業所(支店等)があることというものを主な条件として実施しております。

また、本工事につきましては、次期処分場整備のための鋼板セル中詰め材として使用する土砂の改良運搬工事でございますので、工事箇所の現場条件に精通し、申しわけございませんが、「気象・海象等の海上気象を十分理解したうえで、」というものは削除していただいて、安全・工程・品質の確保や技術者の育成を評価するため、業者の施工実績及び施工経験に加えて、企業の実績など、価格以外の要素を含めて落札者を決定します総合評価方式の一般競争入札として執行したところでございます。

この資格要件によりまして、応札可能業者数としましては54者ございました。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、19ページから20ページに記載したとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年4月26日に公告を行ったところ、下段に記載しております8者から入札参加資格確認申請がございまして、参加資格を確認したところ、8者全てが参加資格ありと確認されて、通知をしたところでございます。

5月30日に開札した結果につきましては、参加資格が確認された8者のうち、3者が辞退しまして、5者の入札ということになってございます。

入札結果につきましては、3ページをお開き願います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としてございます。

その結果、評価値第1位である4の×××と契約を行ったところでございます。

予定価格は、税抜き2億5,334万円。これに対しまして入札金額は、税抜きで2億3,500万円、落札率が92.7%、評価点が103.9点。これらを総合的に評価した評価値が4.421と一番高い結果となっております。

なお、各評価内容につきましては、22 ページに記載のとおりでございます。

次に、変更契約の内容についてご説明いたします。

23 ページをお開き願います。

工事着手後、土取場におきまして、中詰め材として使用できる土砂の当初想定した量が確保できないということが判明しました。これにつきましては、セル工事に支障がないように、ある程度同量の土砂を集めたいという思いもございまして、不足分につきましては、×××敷地内での近隣の箇所と同量を確保することができることになりましたが、ただ、運搬距離が延びたことにより、税込みで88万5,600円の増額変更をしたものでございます。

次に、24 ページの工事成績評定結果でございますが、評定点は79.8点でございます。

最後に、26、27 ページでございます。

26 ページ上段が、南ふ頭の土砂搬入前の状態で、下段が搬入後で、完成した状況でございます。

27 ページにつきましては、現処分場脇から、×××の土砂撤去後の埋め戻し材として、当初、上のようにあった土砂を×××のところに運んだ結果として、撤去後、平らになった状況でございます。

以上で、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問があれば、よろしくお願いいたします。

○委員

変更契約の「工事の概要」のところの数字の問題なのですが、これは、当初、例えば単体利用6万2,000立方メートルが6万3,900立方メートルに増えたという意味ですか。

○説明者

そうです。

○委員

そうすると、1,900立方メートル分が増えたということですかね。

○説明者

そうでございます。

○委員

そうすると、例えば場内利用に関しては減になったということなのですか。

○説明者

いいえ、場内利用は増になっています。当初、25 ページの写真で、基部のところ赤く着色したところを工事箇所として想定したのですが、変更の位置をつけていないので、済みませんが、ここよりも沖の場所にたまたま使える土砂があるということで、そこからの搬出ということになったため、1万立方メートルほど、そちらから持っていくために、その分、運搬距離が延びたということで、量的にはさほど変わらないのですが、場内利用が増えてございます。

○委員

金額的には多少増えてきたという意味なのですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

基礎的な質問で申しわけないのですが、19 ページに「評価点の算定方法」というのがありますね。こういう評価の方法はパターン化されていて、どの工事でもこれを使うのか、あるパターンだったらこれを使うのか、それとも、工事ごとに、配点を変えるものなのか、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

○説明者

基本的には、工事の金額と工事の難易度に応じて、どういうパターンかというのが決まっています。これは特別簡易型（Ⅱ）でございしますが、県外業者を含める場合と県内業者でやる場合には、評価点の基本的な点が違っていたりします。大枠としては幾つかのパターンがある中で、今回は××工事の県外業者もいるということで、19 ページの左上、①の県外業者を含める場合の特別簡易型（Ⅱ）というものの標準形を使わせていただいて、評価をさせていただいております。

その場合に何が変わってくるかという点、企業の施工実績をどういう条件にするかとか、例えば、今回の場合は土砂運搬なので、1 万 3,000 立方メートル以上の土砂の施工実績、今回の規模以上のものをやっているとか、点数を高くするとか、数量等は、工事の内容ごとにその都度勘案しますが、基本的なパターンとしましては、ある程度ひな形というか、パターンに沿った形で対応しているというのが実情でございします。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにありますか。

○委員

今のに関連して、1 つは、今の総合評価の配点の中で、「地域内拠点の有無」ということで、県内業者 3 点、それ以外はゼロということですね。今回の応札の 5 者を見ますと、落札した会社以外は全部県内ですね。その 3 点の効き方がなかなか理解しづらいのだけれども、これは、入札した金額が、ほかの 4 者よりもかなり下がったという結果ですね。それは仕方がないと思います。こういう配点で決めているのだから、それはしょうがないですね。

例えば、54 者のうち、県内に本店がある会社さんは何者ぐらいあったのですか。

○説明者

25 者。本来であれば、県内だけで 30 者を満たせば、それで十分満足するのですが、30 者に満たないということで、県外も含めて 54 者……。

○委員

わかりました。

いいものができれば、それはそれで結構なのですが、低い金額で落札したという状況で、何かがあったときのことを考えると、私は気にはなっているのですね。だから地域内拠点の話と落札価格の話のバランスをいろいろと考えていく必要があるかなと私は思っているのです。今回は、その辺の金額的な問題はかなり大きいなど。

○説明者

出来形の観点というか、成果の観点からすると、低入札価格調査という制度がありますので、余りにも安いとなると、そこにひっかかってくるということです。

○委員

ただ、これは92.7%なので、心配ないかなと思っています。

○説明者

そこは調査基準価格を満足していますので。

○委員

施工実績もありそうな感じだったので。どうも済みません。わかりました。

○委員

評価点の算定方法の型が数パターンあるという話だったかと思うのですが、評価項目と配点とあわせてパターン化されているということによろしいですか。

○説明者

はい。

○委員

ありがとうございます。

○委員

では、この程度で。お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

また今後に生かしていただいて。よろしく申し上げます。

○委員

では、4番目の事案について、発注者からご説明をよろしく申し上げます。

○説明者

×××と申します。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

私からは、資料No.4の××地区道路整備工事につきまして、説明をさせていただきます。

まず初めに、位置図と平面図をごらんいただきながら、事業全体の概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、15ページをお開き願ひます。

位置図がございまして、当該工事箇所は、国道×××号が縦に走っておりますが、その東側に位置する×××の×××住宅団地内を南北に縦断する市道の一部でございまして。こ

の図面下側が×××の×××で、上側が×××という位置でございます。

この×××住宅団地につきましては、×××工業地帯への進出企業の従業員や、開発に伴いまして増加する産業人口に対して、良好な生活環境の住宅地を供給することを目的として、昭和45年に基本計画を策定して開発したものでございます。

16ページをごらん願います。

この団地内の幹線道路となる当該道路は、昭和50年度から51年度にかけて、22メートルの道路幅員のうちの10.5メートルにつきまして暫定的に整備し、×××へ移管の上、供用を開始いたしました。

その後、残る11.5メートルの幅員分の整備は進んでおりませんでした。×××等と協議・検討を進めた結果、沿道地域の利用促進を図り、魅力あるまちづくりを推進するため、計画22メートル全体を整備することとしまして、平成12年度から全体計画延長1,650メートルの整備を進めているところでございます。

戻りまして、最初の1ページの審議事案説明書をごらん願います。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、×××道路整備工事。

工事場所は、×××地内でございます。

工事概要につきましては、工事延長が289.7メートルでございまして、詳細は、記載のとおりとなっております。

次に、入札参加資格でございますが、4点の条件を付してございまして、1点目といたしましては、予定価格が1,000万円以上3,000万未満でありますことから、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がB等級であることとしております。

2点目で、過去10カ年以内に茨城県内で、国または地方公共団体等が発注した工事について、元請として施工した実績があることとしております。

3点目といたしましては、現場へ配置する技術者は、2級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事につきまして、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとしております。

最後、4点目といたしましては、地域要件として、×××または×××に建設業法に基づく主たる営業所または本店があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事は、現道上を車両等通行させながら道路を拡幅することから、通行している車両や歩行者等の安全確保に配慮した施工が必要となるため、公共工事等の実績を有し、かつ主任技術者等を専任で配置できる資格を設定いたしまして、一般競争入札で実施しております。

なお、応札可能業者数は、62者となっております。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、11者から申請がございまして、入札参加資格の確認結果、11者全てが資格を有してございました。

契約金額につきましては、税込み1,647万円となっております。

参加資格がないとされた理由は、該当がございません。

入札の経緯及び結果につきましては、入札参加者は10者で、1者が辞退しております。落札者は、×××に本社を置きます×××でございます。

予定価格は1,779万円、最低制限価格は税抜きで1,501万円、入札金額は税抜きで1,525万円、落札率は、85.7%となっております。

そのほかの附属資料でございますが、次の2ページが入札情報サービスの入札・見積結果情報閲覧の写しでございます。

次の3ページが工事起工概要書、次の4ページから7ページまでが本工事の内訳書でございます。

8ページから11ページまでが入札公告書でございます。

次の12ページが、公表した契約内容でございます。

次の13ページをご覧願います。

変更契約の内容でございます。

まず、変更の理由でございますが、表の下のほうに記載しておりますが、車道の舗装を30メートル延長したことによるものでございます。

予定価格は、その上のほうに記載してございますが、税込みで226万8,000円、契約年月日が平成29年1月30日、契約金額は税込みで216万円の増となっております。

次に、14ページの工事成績評定結果表をごらん願います。

工事完成年月日は平成29年2月8日、評定点は70.5点となっております。

説明は、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問があれば、どうぞ。

○委員

契約変更で、「30mを延長し事業促進を図る。」と書いてありますが、どうしてそのような結果になったか、もう少し細かい説明がございませうか。

○説明者

これはもともと全体の工事がございまして、予算の関係で、今年度、一部ということでやっております。もともと次年度以降やらなければいけない箇所ということで、工事の差金の範囲内で工事の促進を図ったということでございます。

○委員

予算がついたと。

○説明者

入札差金が……。

○委員

予算に余裕が出たという意味なのですか。

○説明者

そうでございます。いずれにしろ、次年度以降やらなければいけないところでございませうので……。

○委員

やらなければいけない部分を先取りしてと。

○説明者

はい。そういうことで、新たに別の場所をやるということではございません。

○委員

それによって、残りはどのくらいなのか。

○説明者

全体で平成 32 年度までございますので、その一部を若干早めに着工できたということになります。

○委員

この落札率を見ると、85.7%とかなり低いですね。次の 2 ページを見ると、皆さん、非常に低い入札額を示しているのですね。同じような数値で、かなり低いところに来た理由は何か、考えてみましたか。

○説明者

予算の関係で、段階的に毎年やっているところがございますので、想像すると、住宅団地内でございますので、交通量もそんなに多くないということで、安全管理や施工の点で、余り作業に困難性はないということで、より競争性が働いているのかなと。

○委員

ただ、この入札参加資格を考えると、交通の安全や自然の環境を意識するようなことをしてくださいというのが 1 つありますね。

○説明者

道路はそのまま通しながらということも一方でございますが、ただ、全体の交通量は、幹線道路ほど多くないということなのかなと。

○委員

そこら辺は、発注者側と受注者側の意識の差とか、意識だったらいいのだけれども、具体的に、内容がかなり低くなってしまったということだと大変です。その点は大丈夫だったと考えてよろしいですね。

○説明者

ええ、そのように考えております。

○委員

その点に関連するのかどうか、ちょっとよくわからないのですが、評定点が 70.5 点ということで、これはちょっと低いような気がするのですが。

○説明者

この評定点につきましては、何も加点がなかった場合の標準点は 65 点ということになりますので、非常に低いとは認識していないのですが、ただ、そんなに高くないという点につきましては、施工体制や施工状況等について、積極性や自主性にやや欠けたというところに要因があるのではないかと。標準点に近かったのは、そういうところかなと。

○委員

評定点が余り高くないことと入札金額が低いことと関連性があるのかどうかという点についてはどのようにお考えですか。

○説明者

ただ、工事の内容としまして、こちらが想定したちゃんとした完成が見られておりますので、そういう面で、工事で何か劣るところはございませんので、問題ないのかと思っております。

○委員

どうもありがとうございます。

○委員

済みません。話が戻りますが、予定価格が1,700万円で、落札率が85.7%。ご説明によると、その区域の安全性など。そうすると、交通量の見込み違いということですか。当然、県のほうで予定価格を出すわけですね。そのときに、このくらいでしょうという金額を出すわけですね。それで、それだけ乖離が出てしまうということですか。

○説明者

主な例としてそれを挙げましたが、もちろん、それだけではございませんで、予算の関係で、毎年、段階的にやるところということで……。

○委員

おっしゃるとおり、あそこの交通量はそんなにないですね。たまにしか行かない人でも何となく想定がつくわけです。もし、そういうことだけを言ってらっしゃるのだと、県として予定価格を再度検討されたほうがよろしいのではないのでしょうかという感覚を抱いてしまったのです。もちろん、それだけではないでしょうが。

○説明者

きっと、その施工管理だけの結果でないと思うのですが、注意する必要があると思います。

○委員

ほかにはありませんか。

それでは、今後も続くようですので、今後の入札に生かしていただければと思います。お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

では、5番目の案件で、発注課からご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の5番の審議案件について、ご説明させていただきます。

まず、1ページ目の審議事案説明書をお開きいただきたいと思います。

発注機関は、×××でございます。

入札方式は、指名競争入札。

工事名は、県単×××号、交通安全施設工事。

工事種別は、とび・土工・コンクリート工事。

工事場所は、主要地方道×××外、×××地内外でございます。

工事場所につきましては、11 ページの位置図をお開き願います。

×××管内図を使用しまして、×××全域を赤の実践で囲っておりますが、これは、工事場所が×××の全域の県管理道路となっているためでございます。

1 ページに戻っていただきます。

まず、工事名称である交通安全施設工事について説明させていただきます。

交通安全施設とは、交通事故防止を図るために必要な施設の総称でありまして、具体的には、道路照明灯、警戒標識や道路案内標識など各種標識類、ガードレールや転落防止柵など防護柵類、視線誘導標やカーブミラーなどの道路附属施設類、センターラインや横断歩道などの区画線等があります。

これらのうち、道路照明灯などの電気工事と、規制標識や規制標示及び横断歩道などの公安委員会が管轄する施設を除いたものを交通安全施設工事として発注しております。

当該工事は、×××の県管理道路にある交通安全施設のうち、経年劣化などにより破損したり傷んだりした施設の更新と、交通安全上必要となった施設の設置を行うものでございます。

当該工事の工事概要は、標識修繕工 10 基、区画線工 2,470 メートル、防護柵修繕工 100 メートル、道路附属物修繕工、視線誘導標、縁石鋸 60 個でございます。

各施設の内容につきましては、11 ページから 15 ページの写真をごらんください。

各工種の代表的なものについて、それぞれの工事前と完成後の写真を掲載しております。

12 ページの写真は、標識修繕、13 ページは区画線、14 ページと 15 ページは道路附属施設修繕で、視線誘導標と縁石鋸でございます。

また 1 ページに戻っていただきまして、指名業者数は 14 者でございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

1 点目は、当該工事は予定価格が 1,000 万円未満のため、指名競争入札で実施しております。

2 点目は、工事種別に基づき、とび・土工・コンクリート工事の業種登録のある業者の中から、信頼度や地域的条件を考慮して選定しております。

3 点目は、同一工種である交通安全施設工事を 3 件同時に取りおりで執行するために、選定業者を 14 者としております。

契約金額は、税込み金額で 588 万 6,000 円となっております。

入札の経緯及び結果でございますが、その前に、2 ページの入札・見積結果情報をごらんください。

記載しています 14 者を指名しておりましたが、取りおりの 1 件目で落札しました×××が無効となり、13 者で入札を行った結果、最低金額の×××が落札いたしました。

1 ページにお戻りいただきまして、入札参加者数は 13 者で、落札者は×××でございます。

全て税抜きの金額でございますが、予定価格は 580 万円、最低制限価格は 500 万円、入札金額は 545 万円でございます。

なお、当該工事は、250 万円超 1 億円未満の競争入札による建設工事であることから、

最低制限価格制度としております。

落札率は、93.97%でございました。

3ページから5ページは工事起工概要書と工事数量総括表、6ページと7ページは指名業者選定理由書、8ページは当初契約内容の公表、9ページは変更契約内容の公表でございます。

なお、変更の理由につきましては、当該工事を受注者が施工するに当たり、道路パトロールなどで把握している損傷箇所や苦情があった箇所などをもとに、××市内全域にわたり事前調査を実施した結果、区画線が消えていて、交通安全上、非常に危険な箇所が多かったことから、区画線の設置を優先して実施する必要があると判断しまして、予算の範囲内において、166万3,200円を変更増として、車両や歩行者の交通安全を図ることといたしました。

あわせて、工期につきましても、22日間延長しております。

続きまして、10ページは工事成績評価結果表でございます。

当該工事は平成28年12月20日に完成し、工事評定点は78点でございました。

なお、完成検査は12月21日に実施しております。

以上で、説明は終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、委員の皆様からご質問があれば、どうぞ。

○委員

済みません。ものすごく基本的なことですが、とりおりとはどういうものですか。

○説明者

土木としては、取りおりの場合は、同一日に同一工種に入札して、2つの工事をとらないほうが望ましいものか、もしくは、同じ工区を分割して発注した場合に、1者が2つとらないように、1者がとったら、次の入札には参加できないという条件を最初から提示して入札を行っております。ですから、今回、3者で取りおりをしていますので、最後の入札になっても12者を確保できるように、14者をあらかじめ指名しているものでございます。

○委員

ほかにはございませんか。

指名の理由のところ、現場近くに営業所があるなど、地域の施工特性に精通しているということになっていて、本社の所在地が、××、××、××とまるっきり違うのですが、営業所が全部ここにある……。

○説明者

というか、交通安全施設関係を取り扱っている業者は県内に20者ちょっとぐらいしかないのです。実は×××管内に実施できる業者は2者しかおりませんので、結果的には、県内でも、比較的、×××土木管内に近い業者を選んでいるということで、×××のほうの業者などは外れていますが、その中で、一応地域性……。

○委員

現場近くというのは、必ずしも距離的なことは指していないのですね。

○説明者

はい。

○委員

ああ、そうですか。いや、何か離れているなと思ったのです。

○説明者

業者数は、基本的には全県内の業者で考えております。

○委員

契約変更の理由は、現地再調査ということなのですが、着工当初は想定し得なかったのでしょうか。

○説明者

交通安全施設工事自体は、管内全域、各市町村ごとに発注しているのですが、エリアが広いということで、日ごろの日常パトロールや苦情などで、ボリュームは事務所である程度押さえて、このくらいの数だということで工事発注をしているのですが、実際、施工に当たっては、とった業者にもう一回、現場を精査していただいて、現場の状況をもう一回把握してもらって、受注者と打ち合わせをして、優先順位を決めて、ここまでやりましょうということをやっていますから、今回の場合は、区画線が消えているのが非常に多かったのです。そこをここまでやって、一応安全にしましょうということに変更しております。

○委員

その綿密な調査を最初からやるのはなかなか難しいのですかね。

○説明者

そこは手間もありますし、実際、我々が歩いて、そこまで気がつく面と、専門業者が気がつくところもありますので、そこについては、管内の全域をカバーしていますので、もう一方で専門家の目を見て、もう一回、クロスチェックではないけれども、両方の意見をあわせて、一応ここをやりましょうということに変更しております。

○委員

参考までに、これのパトロール的なことはどのくらいの頻度でやっているものなのでしょうか。

○説明者

職員パトロールが週1、そのほか……。

○説明者

あと、パトロールを専門にやっている職員がいて、それは毎日やっています。それとは別に、×××に委託しまして×××管内を含めて全部で7コースやっているのですが、7コースのうちの5コースはうちのほうなので……。

○委員

それだけやられてもなかなか行き渡らないということで、全部を網羅するのは無理なのは当然でしょうね。

○説明者

パトロールではそこだけを見ているわけではありませんので、数量や程度という細かな部分まではなかなか把握できないので。

○委員

そうか。パトロールの内容は、そういう目線で見ているパトロールだけではないという意味ですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

特にほかになければ、この辺で。

業者が少なく、いろいろ難しいこともあるかと思いますが、きょうの結果を生かしていただいて。よろしくお願いします。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

それでは、6番目の案件で、発注課さんからご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

6件目の案件でございます、×××が発注いたしましたガントリークレーン2号機機械室内更新工事につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料は、No.6と書かれた資料になってございます。

まず、1ページをお開き願います。

審議事案説明書になります。

まず、入札方式でございますが、こちらは随意契約でございます。

工事名でございますが、28県単×××号、×××機械室内更新工事でございます。

工事種別は、機械器具設置工事になります。

工事場所は、×××港区、×××でございます。

工事概要につきましては、ガントリークレーン機械室内更新一式となります。

ここで、工事場所、工事概要等につきまして説明させていただきたいと思っておりますので、7ページをお開き願いたいと思っております。

×××港区を空撮したものでございます。×××港は、この×××港区のほか、×××港区、×××港区とあるわけでございますが、この中で、×××港区は唯一、コンテナ貨物を取り扱っております、赤の点線で囲った部分が、×××地区の中でも海外からの海上輸送を取り扱う外貿地区で、赤の点線のところがコンテナターミナルになってございます。

工事名にございますガントリークレーンについてであります、右上に写真がございま

す。ここにありますように、レール上を移動しながら、コンテナを船から積みおろしする大型のクレーンのことをガントリークレーンと申します。

×××港区の北ふ頭地区には2基のガントリークレーンが設置されております。右上の写真の手前のクレーンは、今まさにコンテナの積みおろしをやっているところでございます。右の奥に小さく見えるほうは、作業を行っていない状態のものでございます。今回の審議案件の対象となっております2号機は、奥の小さいほうになってございます。

次に、工事概要でございます。

次の8ページにガントリークレーン全体図、9ページに機械室及び運転室の平面図がございまして、こちらに赤で着色して示してありますように、ガントリークレーン2号機上部の機械室と運転室の中の制御機器類を更新いたしまして、試運転を行って、機器類のプログラム調整まで実施するという工事でございます。

10ページに工事写真がございまして、これは白黒で、まことに申しわけありません。私どもの事務所から提出したときはカラーで出しているのですが、クリーム色なものですから、スキャナーでとるときに勘違いして、白黒になってしまっているのだらうと思います。申しわけございません。

10ページが工事前の状況でございまして、ロッカーのような箱の中に制御盤等が入ってございまして、これを箱ごと交換するという工事でございます。

11ページは、既設の制御盤を搬出している状況の写真でございます。

12ページは、新規制御盤の据えつけが完了した状況になってございます。

申しわけございませんが、1ページに戻っていただきまして、次は、随意契約の理由でございます。

(1)、(2)、(3)、3つほど書かせていただいております。

(1)でございますが、落札業者の×××は、当該ガントリークレーンを製作した×××の×××から、産業クレーン事業を平成27年10月に事業譲渡により吸収合併した会社である。

(2)といたしまして、×××は、×××の産業クレーン事業に関する全ての権利を継承している唯一の会社であり、当該ガントリークレーンの図面や制御プログラムなどの技術資料とその著作権を所持し、構造、規格並びに制御装置のプログラムを含む仕様や機器構成等を熟知し、構造等に最も精通している。

(3)といたしまして、×××は、メンテナンス業務も行っている会社であり、同社が承認するメンテナンス業者への開示は認めるが、修理目的でその他の業者に開示することは承諾しないことから、本工事は同社以外には行うことができない。

これは、発注時の図書資料をそのまま転記した理由になってございます。

(2)のところで「著作権」という言葉を使っているのですが、これは、図面や知的財産であるプログラムの著作権ということでございまして、余り正確な言い方ではないのかなと思っております。今後は適切な表現にしていきたいと思います。とさせていただきます。

最後ですが、今申し上げました3つのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の、契約の性質または目的が競争入札に適しないという規定を適用いたしまして、×××と随意契約をするものでございます。

次に、契約金額でございますが、税込み 4,163 万 4,000 円です。

その他の欄になります。

落札者は、×××。

予定価格、税抜きで 3,871 万円に対しまして、入札金額 3,855 万円で、落札率 99.6%でございます。

入札の経緯及び結果につきましては、2 ページの見積書取書のとおりでございます。

随意契約のため、見積もり合わせで実施いたしまして、1 回で決定したということでございます。

3 ページ、4 ページにつきましては、工事起工概要書と工事数量総括表になります。

5 ページにつきましては、契約内容の公表の資料でございます。

6 ページは、工事成績評定結果表でございます、評定点は 73.8 点でございます。

以上、審議案件の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

委員の皆様、ご質問がありましたら、どうぞ。

○委員

簡単に言うと、これは結局、この会社以外はできないということですね。

○説明者

はい。

○委員

そうすると、予定価格などはどうやって出すのか、よくわからないのですね。ほかの一般的なものであれば、経験上このようにやれば、こういう金額になるよねというのが出ると思うのですが、随意契約などの場合、一般性がないとき、どうやって出すのか、そのあたりを知りたいのですが。

○説明者

わかりました。非常に特殊な工事でございます、今回の場合は、見積もりを依頼しまして、詳細な見積もり結果が上がってまいります。その内容を、発注者である我々が査定いたしまして、予定価格を算出するという手続を踏んで、予定価格を設定しております。

○委員

予定価格を設定するときに、向こうの技術者と同程度ぐらいの技能というか、知識がないと、なかなか算定しづらいのではないのかなと素直に思ってしまうのですが。

○説明者

発注するときの見積もりを聴取するとき、どういう価格をとるのかというルールがございまして、2 者以下の場合は、90% ということで査定をするというルールがありますので、見積書をもらいまして、90% の価格で予定価格を設定しているということでございます。

○委員

今に関連して、悪いことをしようと思えば、見積価格をかなり上げて、その 9 割ということやれば、それなりの高い金額になるのではないかなと思うのですが、見積価格の

正当性の判断はどうしてですか…。

○説明者

もちろん、見積書でございますので、詳細な内容が上がってまいります。いろいろな単価もそこに入っているのです、そういったものは、我々で査定できるものは査定していくという形で、チェックは必ずしております。

○委員

見積価格の90%で予定価格を組んで、入札価格がそれよりも下がるということは、見積価格より落としてくるという意味ですか。

○説明者

はい。結果として99.6%……。

○委員

そしたら見積もりにならないのでは？ この金額でやりますが見積もりですよ。

○説明者

はい。

○委員

それよりなぜ下がるのでしょうか。下がって悪いことはないのだけれども、なぜ下がるのでしょうか。

○説明者

随意契約の場合は、予定価格は公表しておりませんので……。

○委員

見積もりは出したけれども、それよりは少し……。

○説明者

一般の工事と違って、予定価格は公表しておりませんので、そこで、社内の調整の上で、見積金額を後で入れてくるということだと思っております。

○委員

随意契約の理由に掲げている理由の意味がちょっとわからないなと思って。どうして下げるのだらうと思って。見積もりはあくまでも見積もりのような気がしたのですが、そういうものなのですかね。下がってきているのですから、きっとそうなのでしょうね。

○委員

最初の業者を決めるときは、さすがに入札でやられているのですよね。

○説明者

もともと、このガントリークレーンをつくったのは×××でございます……。

○委員

ガントリークレーンは×××でしかつくっていない？

○説明者

いや、そんなことはないです。×××や×××など、つくっております。

○委員

その辺の価格の比較などもしながらやられている感じですか。

○説明者

そうですね。このガントリークレーンは、この港は平成12年から供用開始しております、そのときにつくっています。×××がつくっております、その後、×××が産業クレーン部門だけを独立させたのです。それが×××で、さらにそれを継承した×××となっていますので、×××がつくっているのですが、その事業をずっと継承しているところでございます。

参考までに申し上げますと、×××港にはもう一つ、ガントリークレーンではない、トランスファークレーンという、コンテナを動かすものがあるのですが、これは×××でやっています。

○委員

この×××がつくったガントリークレーンは、ほかの会社の制御システムではもちろん動かさないとすよね。

○説明者

はい。

○委員

大体、1回入れればずっとという形ですか。

○委員

そういうことになりますよね。

先ほどの見積金額をなぜ下げていくのでしょうかというのは、最後の成績評定に影響することはないということは確認できますよね。

○説明者

成績評定はまた全然別物で、そのできを評価しているところですので。

○委員

例えば、極端な言い方をすると、見積金額を下げてきたから、どこかで手を抜く。もっとも、こういう仕事は手の抜きようがないとは思いますが、そういうことに影響してしまわないかなど。人員の割り方とか、そういうことが気になったもので、お聞きしたのですが。

○説明者

成績評定につきましては、つけるルールが決まっておりますので、そのルールどおりに点数化して行って、客観的につけた点数がこちらになりますので。

○委員

結果として、それだけの性能が認められたということですよ。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

随意契約の理由の(3)の2行目のところに「開示は認める」という文言がありますが、その目的は何かが入っていないのです。

○説明者

本当に申しわけないのですが、これは主語がなくて、わかりづらいと思うのですが、(3)で意味しておりますのは、×××が修理などをやるのですが、その子会社というか、関連会社を、目的によって3者とか4者とか使うのですが、下請の関連会社にはちゃんと情報開示をしますが、それ以外のところには情報開示はしませんと。

○委員

では、この開示の対象は、ありとあらゆる情報という趣旨と捉えてよろしいですかね。

○説明者

著作権の部分ですね。

○委員

そうしますと、業者が開示を認めないから、随意契約とならざるを得ないような状況になっているわけですね。そうすると、契約の相手方によってイニシアチブをとられてしまうというか、随意契約にならざるを得ない状況をつくり出されてしまうようなところはどうかかなと思うのですが。

○説明者

確かにそうだと思いますが、実は、東日本大震災があったときに、このガントリークレーンが破損いたしまして、それを直さないといけないということがありまして、そのときに、先ほども申し上げました×××や×××など、できるところに見積もり依頼を出していきまして、辞退されているということがあります。我々も発注者の立場として一応努力をするということで、できそうなところにはいろいろ見積もり依頼をするのですが、結局、見積もりをいただけたのは×××だけだった。ほかの者は全て辞退しているという状況でございました。

○委員

わかりました。

○委員

先ほどの、見積もりの90%を予定価格にされるというのは、例えば、今回のガントリークレーンもそうだったと。随意契約のときは、ほかも大体そういうことでやっておられるのか。見積もりというのは、当然ながら機械の価格があり、設置する作業の価格があり、いろいろなものがくっついて全体の価格になるわけですね。そうすると、見積もりをとって、ここのところはもう少し安くないかとか、いろいろもんだ結果としての90%なのか、いつも90%、パッとやるということなのか、ちょっと確認したかったのです。

○説明者

3者以上ある場合は、最低価格をとるというルールになっているのですが、2者以下の場合、そこで競争性が発生しづらくなるということで、90%で切るということでやっています。

○委員

でも、業者さんとしては、機械の値段がものすごく高くて、なかなか切りづらい部分がある。工事の種類によってまちまちだと思うけれども。

わかりました。とりあえずそうやっておられるということですね。

○説明者

はい。

○委員

ほかにはございませんか。

特殊な機材なので、随意契約もやむを得ないし、大変だと思いますが、今日の質問も生かして、今後、やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○説明者

ありがとうございます。

○委員

それでは、7番目の事案で、発注課からご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。

座って説明させていただきます。

まず、案件の説明に入る前に、本電機設備工事を実施した×××排水機場の概要を説明いたします。

済みませんが、26ページの位置図をごらんください。カラー刷りのものです。大丈夫でしょうか。

この工事は、かんがい排水事業で行っております。かんがい排水事業とは、農地の用水、つまり、かんがいと排水の施設整備を行う事業で、×××地区は、青い線で囲まれているエリアを流域とする、×××と×××にまたがる×××地内の排水を行う×××排水機場の更新を行うものでございます。

この図面の赤い丸のところ、新しく建設した×××排水機場で、ちょっと見づらいのですが、その隣の青い丸が旧機場でございます。

外観は右の写真のとおりで、上の写真が旧機場、下の写真が新機場でございます。

×××干拓は、昭和22年から昭和41年にかけて、国の代行干拓事業によって、×××の一部を締め切り堤で仕切ることによってできた水田地帯であり、その標高は、霞ヶ浦の水面より低くなっております。そのため、常時、×××排水機場のポンプにより、干拓地内の水を×××に排水する必要がございます。その×××排水機場も、干拓事業により昭和36年に建築されて以来、50年以上を経過しており、老朽化による排水機能低下が起きております。このことから、平成19年度から本事業に着手し、新たな排水機場を整備しているところでございます。

事業の進捗状況ですが、平成27年度までに、排水機場建屋及び土木工事のほか、設備工事では排水ポンプ本体が設置されております。

左上の写真にありますように、1,200ミリ、800ミリ、500ミリのポンプが合計3台設置されております。しかしながら、電機設備工事が未了のため、未稼働の状態でございます。

済みませんが、27ページをごらんください。

平成28年度は、設置済みの排水ポンプを稼働させるため、電機設備工事を発注いたしました。

構内全体平面図中央の長方形部分が排水機場で、中にポンプ3台が設置済みでございます。

ちょっと見づらいのですが、排水機場の中にあります青色のハッチの部分と赤色のハッチの部分が、受電盤、主変圧器盤、ポンプ盤等の電機設備で、赤の部分が、今回の工事で設置した2号ポンプ盤で、1,200ミリの2号ポンプの運転停止を制御する盤になってございます。

なお、青のハッチの部分ですが、本工事より先に、別途工事により発注しておりまして、昨年度末に1号及び2号ポンプが稼働できるようになっております。

次に、28ページをお開きください。

これは電気設備の盤類の立面図になっております。

下から順に、受電盤、変圧器盤、1号排水ポンプ盤で、赤色で変わっている部分が、今回の工事で設置しました2号ポンプ盤になります。

続いて、29ページをごらんください。

ちょっと見づらい写真になっておりますが、下の写真の中央が、今回の工事で設置した2号ポンプ盤で、口径1,200ミリの2号排水ポンプの運転停止制御をする盤でございます。

それでは、済みませんが、1ページの審議事案説明書に基づきまして説明させていただきますので、1ページにお戻りください。

それでは、1ページの説明をさせていただきます。

まず、入札方法でございますが、一般競争入札としております。

次に、工事名ですが、「かんがい排水事業 ××× ポンプ電機設備その2工事」でございます。

工事種別は、電機工事です。

工事場所は、×××です。

工事概要ですが、2号排水ポンプのポンプ盤1面の製作設置でございます。

次に、入札参加資格ですが、4点ほど条件を付しております。

1点目が、電機工事の格付がA等級で登載されていること。

2点目が、過去15年以内に同種工事の実績が日本国内であること。この場合の同種工事は、農業用排水ポンプ設備工事で、電機設備工事を含むこととしております。

3点目が、茨城県内で保守管理の体制が整備され、過去15年以内に県内で維持管理の実績があることです。

4点目としては、配置技術者が過去15年以内に同種工事の施工実績があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

機械の製作や設置で精密な管理技術を要しますので、企業の施工実績等を要件としております。

応札可能業者数は13者となっておりますので、主管課と協議をしております。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、2者でございます。

契約金額は、1,501万2,000円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、入札参加者は2者で、落札者は×××です。

予定価格は1,459万円、最低制限価格は1,253万円でございます。
入札金額は1,390万円、落札率としては95.3%となっております。
審議事案説明書に関しましては、以上でございます。
続きまして、3ページをお開きください。
入札の書取書でございます。
2者が応札してございます。
続きまして、4ページが工事概要書でございます。
続きまして、5ページから8ページまでが内訳書でございます。
9ページから23ページが入札公告でございます。
24ページが契約内容の公表でございます。
25ページが工事成績評定表で、評定点は77.7点となっております。
以上で、私の説明を終わらせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問があれば、どうぞ。

○委員

入札参加資格の中で、「近隣都県」という表現になっているけれども、これは具体的にはどういうことですか。これは、応募者は2者ですね。少ないですね。近隣都県も含めて可能業者さん13者というの少ないですね。近隣都県の具体的な説明をいただければありがたいなと思って。その中でも13者というのは非常に気になっているのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○説明者

近隣都県につきましては、営業所の所在地などを見ながら、具体的には、×××、×××、×××、×××、×××、その辺を一応想定しております。

○委員

ああ、そうですか。ちなみに、×××県内には何者……。

○説明者

県内ですと5者になります。

○委員

ああ、そうですか。これはやはり少ないのですね。実際、2者さんが応札されたということですが、それは×××県内で……。

○説明者

はい。県内に営業所がある……。

○委員

営業所があるところが2者？

○説明者

はい。

○委員

そこが応札された？

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

今、お話を聞いてこれは、ポンプの種類などによって、電機工事の分野が限られてきてしまうという意味なのですか。ポンプが特殊なのですか。

○説明者

いや、ポンプは一般的な……。

○委員

普通の排水のためのポンプですよね。

○説明者

はい。

○委員

のための電機設備業者さんがそれしかいないのですか。盤をつくる電機設備の会社さんがそのくらいしかいらっやらないのですか。

○説明者

会社さんといいますか、4点ほど条件を付していますが、これに合う者を13者までは確認しているということ。

○委員

先ほど、何で×××が抜けたのですか。ここだったら×××のほうが近いと思って。

○説明者

こちらは実績ということであるのですが、×××はなぜかないのですね。

○委員

ああ、そうなのですか。わかりました。

○委員

28ページの図を見ますと、今回は2号排水ポンプ盤ということで、そのほかのものについては別途工事と書いてあるのですが、これは全部、別の業者が落札しているという理解でよろしいのでしょうか。

○説明者

工事を出した時期が違うので、別途工事という形になっていますが、これを落札したのは……。

○説明者

結果的に一緒になっています。28ページで赤の部分が、今回の対象のその2工事でございます。受電盤とか、これ以外の部分は4月早くに発注したのですが、こちらも同じ会社が落札しています。

○委員

あと、主変圧器盤とか、全部×××が落札している？

○説明者

はい。赤の部分以外は一本で出していますので。

○委員

ああ、そうなのですね。なるほど。わかりました。緊急対応が可能であることが必要という場合に、業者がいっぱいいたのでは、緊急対応がなかなか難しいのかなと思ったのですが、わかりました。

○委員

そうすると、これは、同じ業者さんが落札する可能性が非常に高い状況だと考えていいのですかね。それに対して、どういう対応をとられていこうとしているのか。

○説明者

ただ、うちとして設計仕様を出していますので、それができるという会社であれば入ってもらって結構ですので、今回みたいな一般競争で出しているということでございます。

○委員

応札可能業者さんの数は、業種によって、工事によってかなり限定されてしまうから、少ないのはやむを得ないのですが、いつも同じ業者さんという状況だけは解消するようなことを工夫されたらと思いますので、よろしくお願いします。

○説明者

はい。

○委員

これは配電盤をつくっているのではなくて、配電盤の設置工事業者だけなのですか。配電盤自体は同じメーカーがつくっているのですか…。

○説明者

いや、配電盤自体をつくって設置するのですね。

○委員

だから、そこがかなり厳しい状況になっているのですね。限定される可能性はありますね。

○委員

これだと、さっき委員からありましたが、後日の維持管理などを考えれば、競争入札ではなくて、随意契約のほうが適しているということはないのですか。誰がやっても同じなのですかね。

○説明者

設計仕様さえちゃんと動くものであれば……。

○委員

誰がやってもメンテナンスができるということですか。

○説明者

大丈夫だということで、うちは出しているのですね。

○委員

ほかの業者さんが設置したものでも、メンテナンスは違う業者の人でもできるのですか。

○説明者

いじれるということ。

○委員

ああ、そういうことなのですか。わかりました。

ほかにございませんか。

なければ、では、これで終わります。また今後に生かしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

8番目の案件から始めたいと思います。

では、発注課さんからご説明をお願いします。

○説明者

×××でございます。

8番の×××橋梁上部工でございます。

8番の資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、場所ですけれども、恐れ入りますが、20ページをお開き願ひします。位置図がございます。

××川でございますが、上流域から中流域にかけましては、位置図の左上になりますけれども、×××市街地が広がっておりまして、都市化による浸水被害が生じていたことから、昭和55年度から河川整備に着手いたしました。

整備につきましては、位置図中央下側になります。×××川との合流点であります下流より上流に向かって整備を進めてきておりまして、本工事箇所の約500メートル下流側までの約3,500メートル区間の拡幅整備が完了しております。

本工事でございますが、一級河川×××河川改修工事に伴い必要となりました×××市道橋の架け替えの上部工工事になります。

戻りまして、1ページの説明書をご覧ください。

入札方式は、総合評価方式の一般競争入札です。

工事名は、国補×××号と国補×××号合併の×××橋梁上部工事です。

工事種別は、土木一式工事です。

工事場所は、一級河川×××、×××地先になります。

工事概要ですが、橋長、長さが37.6メートル。

内容といたしましては、プレテンションPC中空版桁製作工が20本、トラッククレーン桁架設工が20本、伸縮装置設置工が13.2メートル、橋梁用高欄工が75メートルであります。

入札参加資格でございますが、(1)平成27・28年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されたPC工事業種の客観点数(総合評価値)が1,000点以上であること。

(2) 日本国内において、P C 橋梁上部工事（製作及び架設工）を元請として施工したもののうち、平成18年4月1日から平成28年3月31日の期間に竣工した実績があること。

(3) P C 桁を製作する自社工場を有すること。

(4) につきましては、配置予定技術者の要件でございますが、紙面の都合上、概要のみを記載してございますので、詳細につきましては、恐れ入りますが、入札公告になりますが、8ページをお開き願います。

ここの(3)配置予定技術者でございます。アとイが要件になります。配置予定技術者については、アとイのいずれも満たすことということが条件となっております。

まず、ア「本工事への専任配置について」ですが、本工事のみの専任配置とすること。

なお、製作工と架設工でそれぞれ別の技術者の専任配置は認める。

また、製作工において同一工場内でのP C 橋梁上部工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合については、必ずしも当該工事のみの専任は求めない。

括弧内は省略させていただきます。

イの①1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

②製作工に配置する技術者は、日本国内において、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの期間に竣工したP C 橋梁上部工事（製作工）を元請として施工した経験を有する者であること。

③架設工に配置する技術者は、日本国内において、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの期間に竣工したP C 橋梁上部工事（架設工）を元請として施工した経験を有する者であること。

④建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（P C 橋梁上部工事に対応するもの）及び監理技術者講習修了証を有する者であることとしております。

入札参加資格については、以上ようになります。

7ページからが入札の公告書でございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

(1)の客観点数につきましては、橋梁は重要構造物であることから、適正な施工及び品質の確保を図るため、一定水準以上の経営規模や技術者数などを求めることとし、1,000点以上としております。

(2)の施工実績につきましては、客観点数と同様に、適正な施工及び品質の確保を図るため、今回は製作及び架設を行う工事ということもあり、製作工及び架設工双方の実績を求めています。

また、適正な施工及び品質の確保を図るため、(3)P C 桁を製作する自社工場を有することを要件としております。

自社工場を有する業者数でございますが、全国で15者が想定されているところであります。

(4)技術者につきましては、施工経験が重要であることから、架設工に配置する技術者においては架設工の経験を、製作工に配置する技術者については製作工の経験を有する

者としております。

このようなことから、本工事は、仮称禰宜橋のPC2径間連結プレテンション中空床版桁橋の製作及び架設工事であり、品質の確保を図るため、同種工事の施工実績や経験等を評価することにより施工業者の技術力を確認することができる総合評価方式で入札を実施いたしました。

応札可能業者数は、15者を想定しております。

次に、入札参加資格確認申請者数でございますが、5者でした。

入札参加資格確認結果につきましては、5者とも参加資格があると確認しております。契約金額は、税込みで5,678万6,400円です。

次に、入札の経緯及び結果ですが、2ページをご覧ください。5者の結果が記載してあります。

総合評価につきましては17ページにあります。

字が細かくて申しわけないのですが、総合評価の特別簡易型（Ⅱ）で、地域内拠点、登録基幹技能者を含めて評価する施工実績重視型の114点満点を用いました。

その結果、最高評価点は、×××と×××の2者の114点、最低点は、×××の112.9点となっております。

最も評価値の高かった業者は、×××と×××で、2.168でしたが、くじにより×××が落札者となりました。

予定価格は、税抜きで5,957万円、調査基準価格は、税抜きで5,258万円となっております。

落札率は、88.3%でありました。これは90%以下の入札となることから、事前に、低入札価格調査制度実施要領に基づきまして、調査資料の提出を受けておりました。しかし、調査基準価格が税抜き5,258万円であり、入札価格が調査基準価格を下回っていなかったため、低入札調査は実施しておりません。

変更でございますが、18ページでございます。

変更理由といたしましては、設計照査の結果、架設工でのトラッククレーンの対岸への移動手間が未計上であったため、分解組立一式を計上いたしました。

また、架設の際の桁搬入時の×××道の交通安全確保のため、交通誘導員を追加計上しております。

この変更によりまして、50万7,600円が増額となっております。

成績評定でございますが、19ページでございます。

評定点は、82.5点でありました。

説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○委員

では、委員の皆様からご質問があれば、どうぞ。

○委員

入札の金額が全部一致してしまうというのは初めて見たのですが、こんなことがなぜ起こるのですかという素朴な疑問なのですが。

○説明者

本当に5者とも同額の結果となっております。PC橋梁の上部工事ということで特殊な工事でありまして、参加資格も専門工事を想定しているところがございますので、各会社ともかなり精度の高い積算ができるのです。ということで、たまたまだと思いますが、今回、同じ額が入れられているのだと思います。

○委員

別の工事で、同じ額になってしまうという経験は今までもあったのですか。

○説明者

一般土木ではあまりないのですが、橋梁の上部工などは結構多いです。

○委員

あと一つ、プレテンションPC橋がちょっとよくわからなかったのですが、工場である程度作ったものを、現場に持ってきて組み立てる。だから、現場でやらないので、プレハブのように、この値段でこの程度のものができるというのがある程度はつきりするようなものですかね。

○説明者

はい。

○委員

ありがとうございます。

○説明者

プレテンション方式ということで、先ほど、条件とか、いろいろ説明をさせていただきましたが、自社工場で桁を製作していただくことを条件としておりますので、それなりの設備と工場を持っていないとできないということになっております。自社工場を持っていますと、非常に品質のいいものができるということで、そういう設定としているところでございます。

○委員

先ほどのご説明で、PC桁を製作する自社工場を有する会社は全国で15者ということだったと思うのですが、そうすると、応札可能業者数はそれ以上増えないということになるわけですね。

○説明者

そうです。平成27・28年度の参加資格者名簿に登載されている業者ということで言うと、確かに15者になります。総合点数1,000点以上で自社工場を有する会社といたら15者。限定されてしまうというのはそのとおりです。

○委員

名簿に登載されていないけれども、このような会社はかなりあるということなのですか。

○説明者

いや、かなりはないと思います。

○委員

特殊な工事なのですね。

○説明者

特殊なものです。

○委員

契約変更の件なのですが、設計照査の結果、移動手間が未計上とございますね。これは、契約された企業のほうで抜け落ちたという意味なのですか。一回契約したにもかかわらず、未計上だから、これを入れてくれという要望があったという意味ですか。

○説明者

積算のときの計上ミスなのですが、業者さんが積算をチェックしたときに、「計上漏れではないですか」という指摘があったものですから。実際、現場としても、クレーンで架設するのですが、160トンぐらいの大型クレーンを使っているのですね。

○委員

それはよくわかるのですが。

○説明者

ブームやおもりなどは別々に運んできて、現場で組み立てて、この場合、2径間なので、川の両サイドから架設するというのが当初の考え方だったのですが、実際問題としては、クレーンを移動しないと、一回終わった後にできないのですけれども、ブームとおもりをつけたままでは移動できないという話が……。

○委員

そういう技術的なこととか、いろいろなことが発生したというのはよくわかるのですが。

○説明者

それは未計上だったと。

○委員

でも、これは業者の方のミスではないのですか。未計上だったということはミスではないのですか。見なかったのは業者の方ですね。これは、工事の内容が変更になって、こういうことが後から発生したという内容ではないですよ。当初から予定されていた工事をそのまま行ったのだけれども、実際には、この部分が抜け落ちてしまっていたと。早い話が、これは手間賃ですね。手間賃が抜け落ちたと。こういうのも変更契約があるのですか。一回契約して、その金額でやりますということですね。それを、どういう形で抜け落ちたかは別としても、抜け落ちたということで、「何とかこれもお願いできませんか」ということですよ。

○説明者

そうです。

○委員

でも、それは認めるのですね。その辺は、民間だったらあり得ないかなと思っただけなのですが。その辺がちょっと気になったものですから、いかがなものかなと。

○説明者

入札するときに、見積期間の間に質問等々あるのですね。その中で、「こういうことはどうなのですか」と聞かれたときに、「ああ、そうですね」ということで、「設計変更で対応しますよ」と。

○委員

ああ、そういう経緯があったのですね。では、入札のときに、もう既にある程度わかっていたと。

○説明者

前段の話になってしまうのですが。

○委員

前段の話で、ある程度進んでいった話。契約後にはならない。契約変更で対応するからということでの話し合いになったという話ですか。

○説明者

そうです。

○説明者

実際、契約後にも設計書の中身を精査することは決まっていたので、その中でおかしなところがあったら、発注者と受注者で協議して、取り扱いを決めていくということが決まっていますので。

○委員

わかりました。

○委員

入札の業者さんが全部同じ金額という話と、今の設計段階のいろいろなことをちゃんと考慮しているのかというあたりで、今、皆さん、積算ソフトでやられるのかな。そうすると、総合評価方式のこととかかわりを考えると、ほかでの総合評価での評価点が非常に効いてくるということになりますよね。もし業者さんがパターンとして大体同じものを出してくるなら、総合評価で、いい業者さん、いい完成品を得るようなことを考慮されたらどうかなと思って考えていたのです。地域のことを考えてやるとか、いろいろなところでうまくやっていけば、業者さんも発注者側も非常にメリットがあるのかなという気がしますので、ぜひ検討されたらと思います。

○説明者

ぜひ総合評価を取り入れてやっていきたいと思っております。

PCの設計書自体の積算の仕方なのですが、現場ではなくて、物をつくるのは一緒なので、同じ額が出てきても……と思います。

○委員

済みません。話を蒸し返すようで申しわけないのですが、そうすると、××という落札した業者は、入札の際に、50万7,600円を足した金額で入札してもおかしくなかったという話になるわけですね。そういうことでもないのですか。

○説明者

積算をしたときに質問をした会社が、受注した×××だったかどうかというのは、うちのほうはその資料を持っていないのでわからないのですが、ほかの積算した会社さんからも足りないよという質問をいただいています、それで……。

○説明者

入札の期間中にそういう質問が出てくると、それはネットでみんな公開するのですね。

だから、それに関しては、どの会社も見られるわけです。ですから、変更で対応しますよということになると……。だから、当初は、今のままで進んでという条件つきみたいなイメージになるのです。

○説明者

だから、あくまで抜け落ちた形で幾らかかるかという形で入札の額を決めていただくものだと思います。その不足分は、後ほど協議ということになると思います。

○委員

わかりました。

○委員

ほかにはございませんか。

では、なければ、この程度で。

今日の結果を今後に活かしていただければと思います。よろしくお祈りします。お疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

それでは、9番目の案件で、発注課からご説明をお願いします。

○説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。

失礼ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料はNo.9になります。

まず、審議事案の説明に入る前に、経営体育成基盤整備事業、×××地区の概要について説明させていただきます。

資料の20ページをお開きいただければと思います。

位置図がございまして、この中で黒の破線が×××との県境でございます。

色が若干くすんでおりますが、赤枠が、今回対象となっております暗渠排水工事となっておりますが、その周りの灰色で着色した部分、この左側と合わせまして細長い区域が×××地区ということで、受益面積が約61ヘクタールでございます。

本地区は、県西部の×××と×××にまたがっておりますが、この赤線の左側下に、ちょっと読みづらいのですが、×××川と書いてございまして、この川が×××と×××の境になっております。この両脇、この×××川沿いに広がっております水田地帯でございます。

この地域は、昭和の初期に1回、耕地整理が行われております。ただ、現在の機械化された水田の営農体系では、昔やった区画や水路が小さくて、また、施設も老朽化しているということで、営農に支障を来しているというところでございます。

そのために、大型機械による効率的な営農が可能となるように、地元からの要望を受けまして、区画の大型化と用排水施設の整備及び今回対象案件になっております暗渠排水工事を行うため、平成24年から経営体育成基盤整備事業として実施しているところでございます。

先ほどご説明させていただきました、今回の新規案件であります暗渠排水工事につきましては、赤枠で囲われました約 18 ヘクタール分を実施しております。暗渠排水工事は全体で約 40 ヘクタールを計画しております、本工事で×××側が全て完了したところでございます。

次に、審議案件工事の概要について説明させていただきます。

次のページ、21 ページの平面図をお開きいただければと思います。

今回の工事は、100 メートル程度の長さに区画整理を行った水田に対しまして、ちょっと見づらいのですが、赤線で表示しておりますが、この線に沿って管を埋めていくというものでございます。

暗渠排水は、水田の地下水や雨によって土に含まれました水分を抜けやすくする排水施設でありまして、図面の左側に標準断面図を載せておりますが、こういう形で、下に吸水管を入れまして、モミガラを入れるという構造になってございます。

続きまして、22 ページの写真をごらんいただければと思います。

下段の施工状況写真にありますように、水田から平均で 70 センチほど溝を掘りまして、その底に、図面にありますような土管を設置いたします。そして管の周りから地面近くまでを、水分が浸透しやすいモミガラで埋め戻します。これを 10 メートル間隔で設置する工事となっております。

上に完成写真がございますが、色が若干変わっているところが、暗渠排水を入れて埋め戻したところの写真でございます。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、審議事案説明書に基づき説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、一般競争入札となっております。

次に、工事名でございますが、経営体育成基盤整備事業、×××地区。工事番号が×××、工事名が暗渠排水工事でございます。

工事種別が土木一式工事。

工事場所につきましては、×××でございます。

工事概要につきましては、暗渠排水工 18.2 ヘクタールでございます。

次に、入札参加資格でございますが、4 点ほど条件を付してございます。

まず 1 点目が、平成 27・28 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付が S または A 等級であること。

2 点目が、茨城県内において、平成 18 年 4 月 1 日から本入札の参加申請期間の末日までに、国、県、市町村、独立行政法人等が発注した土木一式工事を元請として施工し、竣工した実績があること。

3 点目が、次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できることということで、監理技術者等の要件でございますが、土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法第 26 条に規定する主任または監理技術者になり得る者であること。

最後に、地域要件ですが、×××管内、ここに記載があります×××から×××の 10 市町に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることということにしております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、農地の暗渠排水工事であるということございまして、地元との調整は伴うものの、先ほどご説明させていただきましたように、技術的には難易度が高いものではありませんので、通常の一般競争入札とさせていただきます。

また、3,000万円以上の工事であるため、格付はS・A等級といたしました。

応札可能業者数は、95者になります。

続きまして、入札参加資格確認申請者数は、11者となります。

契約金額につきましては、3,646万800円でございます。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は、1者、辞退がございましたので、10者でございます。

落札者につきましては、×××。

予定価格につきましては、税抜きで3,819万円。

最低制限価格につきましては、3,374万円。

入札金額につきましては、3,376万円ということで、落札率は、88.4%となっております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

添付資料といたしまして、2ページ目に入札書取書がございます。

入札参加資格確認申請者11者のうち1者が入札辞退し、10者が応札いたしました。そのうち7者が最低制限価格未滿などのために失格となっております。

続きまして、3ページが工事起工概要書でございます。

続きまして、4ページから8ページが内訳書でございます。

10ページから13ページが入札の公告でございます。

14ページが契約内容の公表でございます。

15ページからが変更契約の内容となっております。

本工事は2回、変更契約を行っております。

まず、15ページが1回目の変更となります。

変更理由は、湧水の発生による対応といたしまして、暗渠排水等を増としているということでございます。

続きまして、17ページをお開きいただければと思います。

17ページ目が2回目の変更内容となります。

内容は、さらなる一部の湧水対策の増と実施延長の精査による変更となっております。

続きまして、19ページが工事成績評定結果表で、評点は、77.3点となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問があれば、どうぞ。

○委員

2ページの入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）のところですが、くじで決めたとい

うことなのですけれども、下の××のところ「(くじ) 失格 (書類不備)」というのがあるのですが、これは単純にくじで失格したわけではなくて、もう一つ、書類不備という理由がついているのですか。

○説明者

はい。落札した×××と×××が同額になりましたので、くじになりました。くじの結果、×××が落札予定者となったのですが、その申請書類の審査の結果、書類の不備がございまして、そのために失格になったということで、×××が落札者となった経緯がございまして。

○委員

では、くじでは×××だったけれども、書類が不備だから失格になったという意味ですか。

○説明者

そうです。

○委員

もう一つ、失格(最低制限価格未満)がすごく多いのですが、一般的に言って、こういう工事をすると、こういう失格が多いものなのですか。

○説明者

失格が多いかどうかというのは定かではないのですが、札を入れた業者は、競争のために、最低制限価格近くに入れてきたのではないかと考えております。最低制限基本価格をまず決めまして、開札のときにランダム係数で係数が出てきて、それを掛けて最低制限価格を決めますが、今回の場合、それより下回った業者がこれだけ出てきたと理解しております。

○委員

ランダム係数は、その係数ごとに数字が変わるのですかね。このときはある数字だけでも、次のときはまた別の数字が出てくる。そうすると、今までの前例などを踏まえながら、このあたりだよねと入れても、ランダム係数の出方によっては、このように結構な数の会社が失格になってしまうことも起こり得るということですか。

○説明者

あり得ると思います。

○説明者

要領によりまして、設計価格に対して、我々のほうで基本価格をつくりまして、それに対してのランダム係数なのですが、基本価格プラス・マイナス 0.5%という範囲になります。そのプラス・マイナス 0.5%の中から、コンピューター上でランダムに出すものから、推測されることとしましては、皆さん、狙ってきたところが外れたのかなと。

○委員

わかりました。

○委員

関連ですが、結局、皆さん、最低の部分を狙いながらやってきているわけですね。落札率は 88%だから、苦労されているのがよくよく見えるのですが、これはこの地域の話なの

か、あるいは、工事の内容によって、こういうことになるのか、それはどう判断したらいいのでしょうか。

○説明者

何とも言えないのですが、×××管内の過去の落札率を見ますと、90%程度でずっと推移しているということでございますので、他地区の状況は、我々はわかりませんが、そういう意味では競争が激しいところではないかなとは推察しております。

○委員

今回、これを選ばれたのも、きっとそういったところで、ほかの地区であつたらそれほどないならば、そちらを参考に、こちらも何か改善していく必要があるのかなというのはいつも考えるのです。済みません。私の考えです。

○委員

入札の手續のことについてお聞きしたいのですが、先ほどの、×××が書類不備で失格となったというお話なのですけれども、書類不備の場合、補正を促すとかの救済措置は一切とられないのでしょうか。何が不備だったのか、よくわからないのですが。

○説明者

事前に出していただく申請書の中に、配置予定技術者を記載していく項目があるのですが、そこが未記載だったということで……。

○委員

事前に、「ここは未記載になっていますが、書かないのですか」といった促しは一切しないものなのですか。

○説明者

していません。

○委員

そうしますと、書かなかつたのが悪いといえばそうなのですが、結局、最低価格で出したにもかかわらず、くじにも当たつたにもかかわらず、落札できたと思いきや、ぬか喜び的なことになってしまうのかなと思うのですけれども、制度として、それでもしょうがないということですか。

○説明者

申請書類の審査は事後審査という中でやっておりますので。ただ、本当に単純なところにつきましては、仮審査という形で、担当者のチェックになります。名簿に登載されているかどうか、名簿の格付のランクが合っているか、地域要件などにつきましては、簡単にわかる場所ですので、チェックをさせてもらっています。

入札の参加申請の内容ですと、同じ工事の実績があるかどうか、今の技術者がほかの工事とダブっていないかどうかといった観点もございまして、そういった部分の詳細な審査は、落札予定者のみ行うという対応でやらせてもらっています。

○説明者

あとは、もし事前にそれがわかつたとして、その話を建設会社にするということになると、申請書を出すときの心構えというのですか、間違つても、後で言ってくれて直せるというところもあると思いますので、そこはある程度ルールにのつとつたというか、厳格と

どうか、厳密に対応させていただきたいと考えております。

○委員

わかりました。

○委員

湧水の問題とか、その後の根水処理というのですか、湧水があったということでの契約変更と書いてあるのですが、1回目の契約変更のとき、区画整理完了後と書いてありますね。今回の暗渠排水工事は、区画整理が終わった後の工事ということですよ。

○説明者

はい。

○委員

普通はそうですよね。

○説明者

はい。

○委員

ということは、この順番でいくと、区画整理完了後に湧水が発生していたのはわからなかったということになるのですか。

○説明者

はい。まず、区画整理をして整えた後、溝を掘って、土管を入れていくということがございます。先ほど説明しましたように、××川沿いの水田地帯で、上は台地になっておりまして、その台地からの差し水で、その土質によって、どこから湧水が出てくるかというのは掘ってみないとわからない状態がございます。当然、雨の状況によっても左右されますので、工事をしてみてわかる場所もあります。地元の方がいらっしゃいますので、ここは水が差しているところだよというところは、最初から対応させていただくことも可能だったのですが、急遽、そういうところが出てきたので、対応させていただいたということでございます。

○委員

そうしますと、やむを得ないということですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

ほかにはございませんか。

では、この案件もこのくらいということで、きょうの結果を今後に生かしていただければと思います。どうもお疲れさまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

お待たせいたしました。

では、最後の 10 番目の案件で、発注課からご説明をお願いします。

○説明者

×××と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料、説明書の 2 ページをごらんください。

工事名称は、県単×××号と県単×××号の合併河川除草工事でございます。

工事種別は、土木一式工事で、工事箇所は、一級河川××川及び××川の×××ほかでございます。

9 ページをごらんください。

この絵は、×××を中心に描かせていただいておりますので、県の一部を示しておりますが、この中で、赤でラインを引いております、図面の下側にあります×××川と、×××川の右端で直角に北に上がっています×××川の部分についての工事でございます。

申しわけありませんが、一部訂正させていただきたいのですが、ここに 4,200 メートルという数字を書いているのですが、実は転記ミスでございまして、左側の図面にあります×××川の延長は 3,150 メートルと訂正させていただきたいと思ひます。

同じく×××川の右側も、4,200 メートルと記載しておりますが、3,400 メートルでございます。

すみません。合計 6,550 メートルが、この図面の下に代表で示しています数字 6,550 メートルと一致するものでございます。申しわけありません。

続けて説明させていただきます。

×××は××河川を管理しております、その河川管理における除草工事の中の一部の工事でございます。

当該箇所は、×××に流れております×××川及び×××川の河川除草工事でございます。

この工事の概要につきましては、3 ページをごらんください。

工事起工の概要書でございます。

工事延長合計が、一番上の段になりますが、6,650 メートル、除草面積、A = 9 万 3,000 平方メートルでございます。

その内訳としまして、「事前除草」と書いています 1 回目除草 2 万 6,000 平方メートル、本除草第 2 回目が 6 万 7,000 平方メートルでございます。合計で 9 万 3,000 平方メートルの除草工事でございます。

工期は、平成 28 年 6 月から平成 28 年 9 月までの約 80 日間の予定で発注したものです。

なお、工事の設計変更をしておりますが、変更概要につきましては、後ほどご説明したいと思ひます。

続きまして、当該工事の入札参加資格についてご説明いたします。

指名業者選定の経緯及び理由でございます。

当該工事は、予定価格 1,000 万円未満の工事のため、指名競争入札の方式によって入札を執行しております。

5 ページをごらんください。

入札参加資格選定理由書でございます。

入札参加資格は、土木一式工事の格付のB等級及びC等級の中から、地理的条件等を考慮しまして、現場に近い業者から選定してございます。

以上のとおりの入札参加資格により、平成28年6月17日に入札を行いました。

入札結果につきましては、さきに戻りますけれども、2ページの本取書と6ページの契約内容の公表をごらんください。

入札参加者は、指名12者のうち、辞退者が2者、未定者が2者おりますので、8者で執行しております。

予定価格は、税抜きで420万円、最低制限価格は、税抜きで364万円に對しまして、落札したのは×××で、落札金額は、税抜きで364万円、落札率は、86.7%でございます。

次に、設計変更しておりますので、そのご説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

変更の理由でございますが、例年の実績数量に応じて発注しているため、大きな数量の変更はございませんが、当該年度より、草刈りのほかに、伐木工事を新規に入れたことにより、交通量のある箇所での伐木工事の規制を警察署より求められたことから、交通誘導員の配置を行ったことによる増でございます。

8ページをごらんください。

平成28年9月14日に工事完成通知書を受けまして、平成28年9月27日に完成検査を行っております。

最後に、11ページの写真をごらんいただきたいと思っております。

8月に除草いたしました、第2回目の着手前が上の写真、下が完成後の写真でございます。

簡単ではございますが、以上が、今回の工事におけます内容の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、委員の皆様からご質問、よろしくお願いいたします。

○委員

参考までに教えていただきたいのですが、土手のところかなんか、交通量が多い道路が部分的にあったということですか。

○説明者

はい。木を切って倒しておきますので、その関係から察察などが危険を感じて、交通誘導員を言われたと考えております。

○委員

載せていただいている写真だと土手のところしか写っていないので、交通量があるようには見えなかったもので、参考までにお聞きしました。済みません。了解しました。

○委員

入札とは直接関係ないのですが、工事の完成の検査について、ほかの例ですと、みんな点数をつけていて、本件では合格ということだけなのですが、点数はつけないのでしょうか。

○説明者

除草工事につきましては、点数評価をしないことにしています。

○委員

ああ、そうなのですか。それは県全体ということですか。

○説明者

はい。

○委員

済みません。ありがとうございました。

○委員

下の完成写真は、最終的な本除草まで終わった写真ですよ。

○説明者

そうです。

○委員

際のところまではなかなか難しいのですね。余計なことで済みません。わかりました。

○委員

この辺の草の種類は何が多いのですか。これは葛ではなさそうですね。

○説明者

これはそうですね。この場所はそうです。

○委員

葛だと本当にどうしようもなく、伸び放題になっているのだけれども、根本的に葛を退治するようなことを考えないといけない。これは余計な話かもしれない。

○説明者

場所によっては、私たちより背が高くなるような草も生えますので、場所によって大分違うと思います。

○委員

法面の葛の処理は、道路沿いもそうだし、河川もそうだし、大変な難題になっているのですね。除草のときに、それは一度刈れば良いということではなくて、どんどん生えてきたりするから、そういったところをうまく定期的にやっていくことを考える必要があるかなと私は思っているのですね。

○委員

ほかには特にはないですか。

では、これで。また今後に生かしていただければと思います。お疲れさまでした。

○説明者

今後もよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員

それでは、予定しました審議案件の審議は全て終わりました。